

# 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年7月25日

(名称) 札幌地区タクシー協議会  
札幌市バリアフリー化促進分科会  
(代表者名) 会長 札幌市まちづくり政策局  
総合交通計画部 都市交通課長  
札幌 義章

<b>1. 生活交通改善事業計画の名称</b>
令和6年度札幌市生活交通改善事業計画
<b>2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
高齢化社会の進展や障がい者の社会進出への対応は重要な課題であり、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は今後増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）をさらに増加させることによって、公共交通のバリアフリー化の促進を図ることが必要である。
<b>3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
(1) 事業の目標
国は「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」の基本方針において、令和7年度までに各都道府県における総車両数の約25%をユニバーサルデザインタクシーとする目標を掲げている。 札幌地区タクシー協議会としても、基本方針に基づき、現状の利用状況や今後の需要を勘案しつつ、福祉タクシー車両の導入を促進し、バリアフリー化を図る。 今年度計画については、別紙一覧表のとおり導入することを目標としている。 また、本計画によるものの他、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱に基づく事業により、ユニバーサルデザインタクシーについては、今年度200台の導入を予定している。
(2) 事業の効果
福祉タクシーを増加させることでバスの利用が困難な高齢者や障がい者の移動の円滑化が図られ、誰もが利用しやすい公共交通の実現が図られる。
<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
(1) 事業の内容：実施事業者（福祉タクシー車両事業者）
(内容)
・別紙一覧表のとおり。
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)
・別紙一覧表のとおり。
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について)
・別紙一覧表のとおり。
(2) 関連事項
〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和6年度（当該年度） ※見込み額。					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 導入事業	3,033 千円	600 千円	0 千円	0 千円	2,433 千円
	100%	20%	0%	0%	80%
合 計	3,033 千円	600 千円	0 千円	0 千円	2,433 千円
	100%	20%	0%	0%	80%
令和7年度（翌年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
合 計					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー 導入事業	交付決定日以降着手 1台 ●————● 2月28日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
令和6年7月17日	事業計画の書面協議開始
令和6年7月23日	事業計画の承認

8. 利用者等の意見の反映	
・利用者代表の協議会構成員から利用者等の意見を反映	

9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	札幌市（まちづくり政策局都市交通課、保健福祉局障がい福祉課（企画調整担当））
交通事業者等	一般社団法人札幌ハイヤー協会
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局
その他協議会が必要と認める者	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】  
 （住 所）札幌市中央区北1条西2丁目  
 （所 属）札幌市まちづくり政策局  
 総合交通計画部都市交通課  
 （氏 名）後藤 詩緒里、山村 孝二  
 （電 話）011-211-2492  
 （e-mail）sogokotsu1@city.sapporo.jp